

令和5年

第9回農業委員会総会議案書

令和5年9月26日(火)

大竹市農業委員会

令和5年第9回農業委員会総会

1 日 時 令和5年9月26日(火)
午前10時00分～午前10時20分

2 場 所 大竹市役所3階大会議室

3 出席委員 (農業委員)

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1	正木 静夫	6	石井 昌嗣
2	佐多 亜也子	7	東田 保夫
3	齋藤 忠昭	8	丸小 操
4	中村 昭彦		
5	平尾 泰子		

(最適化推進員)

議席番号	氏名	議席番号	氏名
	上野 克己		中村 嗣孝

4 (欠席委員)

議席番号	氏名	議席番号	氏名
9	橋村 実男		

5 出席職員

職名	氏名	職名	氏名
事務局主幹兼農地係長	藤本 英樹	事務局書記	金山 明男

令和5年第9回農業委員会総会日程

1 日 時 令和5年9月26日(火) 午前10時00分

2 場 所 大竹市役所 3階大会議室

3 議事日程

上程順序	議事番号	内 容
日程第1		議事録署名委員の指名について
日程第2	議案第24号	農地法第5条の規定による許可申請について

4 会議の公開

総会は、「農業委員会等に関する法律」(昭和26年法律第88号)第32条の規定により、公開で行います。

事務局（藤本）

ご起立ください。ただ今から、令和5年 第9回大竹市農業委員会総会を開催いたします。一同、ご礼、ご着席下さい。

正木会長

おはようございます。ご多用の中農業委員会の総会にお集まりいただきありがとうございます。本日の出席委員11名中10名（欠席1名）で定足数に達しておりますので、これより、令和5年第9回大竹市農業委員会総会を開会いたします。

最初に、日程第1「議事録署名委員の指名について」です。

本日の議事録署名委員は、大竹市農業委員会会議規則 第17条 第2項の規定により、会長において、2番 佐多 亜也子 委員、3番 齋藤 忠昭 委員を指名いたします。よろしくお願ひいたします。

続きまして 日程第2 議案第24号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。本件について事務局から説明を求めます。

事務局（藤本）

それでは、議案第24号「農地法第5条の規定による許可申請について」をご説明いたします。

こちらは順位1から順位4までありますが、順位1と順位2、順位3と順位4は、それぞれ同じ譲受人が同一目的のため、所有権移転を受けようとするものなので、併せて説明させていただきます。

最初に順位1及び順位2についてご説明いたします。議案書は 2ページ、地図は3ページをご覧ください。

申請地は、松ヶ原町の2筆で、松ヶ原集会所から約100m大野方面に栗谷大野線を進んだ場所です。地目は田、現況は休耕地となっていて、面積は2筆で1,253㎡です。

譲渡人は、自ら耕作することが困難なため、該当地は耕作放棄地となっていたが、譲受人が発電事業を実施する用地として活用する目的で、所有権を移転するものです。

太陽光発電設備の設置参考図を4ページ目に付けていますので、ご確認ください。

続いて順位3及び順位4についてご説明いたします。議案書は 5ページ、地図は6ページをご覧ください。

申請地は、栗谷町後原の計8筆で、玖島川と栗谷大野線の間に位置します。地目は田、現況も田となっており、面積は8筆で3,407㎡です。

このたびの許可申請は、所有者が高齢であり、農地の管理が困難であったため、土地所有者からの申し入れを受けて、譲受人が発電事業を実施する用地として活用する目的のため、所有権を移転するものです。

太陽光発電設備の設置参考図を7ページ目に付けていますので、ご確認ください。

また、お手元にお配りしています資料1「農地転用に係る農業会議への意見聴取事務取扱要領」第3条の①農地面積が30アール超に該当するため、一般社団法人 広島県農業会議の意見聴取対象となります。したがって、本委員会での審議ののち、広島県農業会議の回答を経て許可の可否を決めることになります。

以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

正木会長

それでは、順位 1 及び順位 2 の件について地区担当委員の説明を求めます。

7 番 東田委員お願いします。

東田委員

9 月 1 2 日に委員 3 人と事務局とで現地調査を行いました。申請のあった 2 筆については、農用地区域であります但しすでに除外手続が完了しております。農地の状況ですが、場所は県道大野栗谷線と山すその間にある田んぼであります但し、両方とも 10 年以上耕作しておりません。両方とも程度の差はあれ原野に近い状態です。この地域はもともと水が少なく、イノシシ被害が多く、住民も高齢化しております。県道から北側は遊休農地がかなり多くあります。この転用によって周囲の農地に影響はないと考えられます。つぎに生活環境面ですが周辺に一軒住宅がありますがやや高所にあることと 30 メートルほど離れておりますので影響はないかと思えます。

正木会長

続きまして、現地調査員の意見を求めます。5 番 平尾委員お願いいたします。

平尾委員

9 月 1 2 日に齋藤さん、東田さんで見させてもらいましたが、説明のあったとおり農地も荒れており、転用されるということなので、東田さんと同様に異議はありません。

正木会長

続いて、順位 3 及び順位 4 の件について地区担当委員の説明を求めます。

3 番 齋藤委員お願いします。

齋藤委員

9 月 1 2 日に、東田委員、中村委員および事務局の藤本さんとともに現地調査を行いました。地図の 6 ページと 7 ページなのですが、7 ページの写真にある黒いところはすべて防草シートです。周辺への影響ですが、他の太陽光発電をやっているところと同様の状態と判断しました。太陽光パネルの角度ですが 10° であり、反射光が隣接宅へ入ることはないと考えました。併せて、パネルといちばん近い家の距離は 6, 5 メートルとっており、問題はないと考えております。また、申請者によると、一番近い家の住人と話しており、了解をとっており、周辺四軒からも快い回答をもらっているとのことでした。以上、本件に関して問題はないと判断しました。

正木会長

続きまして、現地調査員の意見を求めます。4 番 中村委員お願いいたします。

中村委員

現地調査を立会した結果、現地はすべて防草シートで覆われており、シートの設置も丁寧で雑草はほとんど生えておりませんでした。齋藤委員の言われたとおり、里道・水路なども今回の太陽光パネルの設置により、近隣に影響があるということはないと考えられます。そういったことから今回の申請は適切であると考えられます。

正木会長

本件につきまして、質疑及び意見はございませんか。

(質疑なしの声)

正木会長

質疑及び意見は「なし」と認めます。お諮りいたします。

まず、順位 1 及び順位 2 の件につきまして、申請のとおり許可することに決して、

ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

正木会長

ご異議ございませんので、順位 1 及び順位 2 の件について、申請のとおり許可することに決定されました。

続いて、順位 3 及び順位 4 の件について、事務局から説明のありましたとおり、広島県農業会議への意見聴取案件とし、「許可されることに異議ありません」との答申後、許可することに決してご異議ございませんか。

(異議なしの声)

正木会長

ご異議ございませんので、順位 3 及び順位 4 の件については、広島県農業会議の「許可されることに異議ありません」との答申後、許可することに決定されました。

お諮りいたします。本日議決された案件のうち、字句、数字その他、整理を要するものにつきましては、その整理を会長に委任されたいと思いますが、これに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

正木会長

異議なしと認めます。

よって、案件のうち字句、数字その他、整理を要するものにつきましては、その整理を会長に、委任することに決定されました。

以上をもちまして、令和 5 年 第 9 回大竹市農業委員会総会を閉会いたします。

事務局 (藤本)

ご起立ください。一同、ご礼。ありがとうございました。